

要望書

この度の「元神社本庁職員による地位確認訴訟」の被告神社本庁敗訴地裁判決を受けて、判決日の三月十八日本庁役員会において控訴及び供託金の支出が議決されました。原告勝訴により地位の確認がなされるとともに、懲戒解雇と降格された職員に対し、未払い給与の支払いと、裁判費用の支出が命令されました。私どもは以下の理由により直ちに控訴を取り下げ、神社界に拭いきれぬ汚名を負わせる事態を招いた神社本庁役員全員の辞任を要望致します。

- 一、本庁役員会において控訴反対の立場を表明された地区選出理事も多いと承っており、地方神社関係者の大半は、裁判の長期化につながる控訴を望んでいない事から、鷹司統理様のご挨拶の中で再三述べられている「神社界の様々な意見を集約し、議論を尽くして欲しい」との強いお気持ちの趣旨が生かされていない事態を深く憂慮する。更に、判決当日役員は百頁にも及ぶ判決文の内容を熟知の上、控訴決定されたのか、速やかに回答いただきたい。
- 二、地裁判決の内容を見、法律の専門家の意見を聞く限り、今回の地裁判決は裁判官による緻密な審理による極めて合理的なものと評価すべき内容であり、控訴審で覆る余地は限り無くゼロに近いとのこと。勝ち目が無い裁判を継続する事により生ずる莫大な裁判費用は、全国神社からの負担金から支出され続けることになり、到底、看過出来るものではない。よって百合ヶ丘職員宿舍の、正当でない売買によつて被った損失額と、判決によつて下された未払い金給与及び弁護士費用・訴訟費用は、平成二十七年十月二十一日開催時以降の本件の事案に同意した神社本庁役員が負担する事を要望する。
- 三、今回の地裁判決文には、土地取引に関わる業者の反社会勢力（暴力団）との繋がりが明らかにされている。控訴により、更に神社界に対し社会からの批判が強まることは必定である。その原因は、基本財産の約一分七分に相当する物件を、公平な入札制度を導入せず、反社会勢力との繋がりがあつた業者と随意契約に持ち込んだ事であり、不信感を抱かれて当然、しかるに此の件を画策し、役員を扇動した田中総長の責任は重大である。
- 四、一審の審理中より、マスコミ報道では、日本の国体維持や憲法改正の為、努力してきた前安倍晋三総理と打田神政連会長が緊密な関係にあり、政治資金の環流の憶測も流れ、この事件を契機に自民党と安倍前総理批判に拍車がかかり、ひいては天皇制批判、憲法改悪阻止に利用されようとしている。その影響は地方の神社にも及び、今現在も既に散見される総代の神社批判、神社離れがいよいよ強まり、今後の国民運動はもとより、神社運営にも大きな支障を及ぼす恐れがある。
- 五、一審における被告（神社本庁）主張の中に、最高裁に持ち込む為に、今回の判決が憲法の政教分離原則に抵触するかの如き部分があるが、論点のすり替えにより、裁判の長期化を目論む戦略と言わざるを得ない。こうした荒唐無稽とも言える準備書面を作成した責任は総長以下役員にあることは明確である。控訴に及ぶとなれば、被告ら首脳部の延命行為は明白であり、全国神社より納入された貴重な本庁財産を無駄に支出する事は許されない。
- 六、本庁敗訴のニュースに対するネット世論の反応は、本庁首脳部を介して神社界に対する批判が大方を占めており、こうした状況が続けば、社会の神社に対する見方に悪い影響を与える事は必定である。更に今日まで有名神社が本庁の運営に不満を持ち離脱しており、今回敗訴し控訴する事となれば、離脱する神社は増え、神宮を始め神社界に対する批難と神社離れをする氏は増大し、心の拠り所とする神社の権威は、失墜するばかりでなく、コロナ禍の中、減収を余儀なくされ、真面目に日々の奉仕に励む地方神社の経営まで多大な影響を及ぼす恐れがある。
- 七、神社本庁を私物化し、貴重な財産を低価格で処分し、その利益の還流を得たと思われる行為により、神社界の成し遂げるべき重要な諸課題の解決に対しても、困難を極める事態を迎える事は必定である。このような事態を招いた田中総長と、本件に重要な役割を果たした神政連打田会長の、任期を待たずしての即刻退陣を要望する。
- 八、神社界唯一の言論を交える場である「神社新報」が今回の裁判報道においては、肝心な事実認定の部分が掲載されず、反対意見の掲載にも消極的な姿勢が見られることは残念な限りである。神社界の中立公正な新聞として、全国神社関係者が求める裁判の早期終結を言論で導いて頂きたいと望むものである。

令和三年四月二十日



評議員	福島県神社庁長	丹治 正博
評議員	福島県神社庁副庁長	佐藤 大和
評議員	福島県神社庁副庁長	宮本 孝
評議員	福島県神社総代連合会長	高坂 成歩
神道政治連盟福島県本部長		安部 匡俊

神社本庁
統理 鷹司尚武様